

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

建築基準法に規定する数値等の変更

( 建築指導課 )

ページ

## 告 示

岐阜県告示第六百四十九号の二

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(欄五)の項に規定する数値等を次のように変更したので告示する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

多治見市の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び東濃

建築事務所並びに多治見市都市計画部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県公報号外 毎週(火曜日)(金曜日) 発行(休日に当たる)ときは翌日

平成二十二年十二月二十四日

平成二十二年十二月二十四日発行

発 行 者  
所 者

岐 阜 県 庁  
岐 阜 県 庁  
岐 阜 県 庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター